質問に対する回答

- 1 質問及び回答内容
- (1) コーディネーターの業務について
 - 1) コーディネーターは、購入希望者を公社へ紹介するのみで良いか。 銀行法上、紹介業務に留めたい(売買契約の成立についての交渉は避けたい)。
 - →購入希望者を紹介していただくだけでも良いです。

なお、紹介先と公社において交渉が成立した場合には、紹介先からの連絡により認 定要領第6条第1項に基づく報告書を提出してください。

- 2) 成約した際に、公社様から弊行へ成約のご連絡をいただき、報告書をご提出させていただく流れとさせていただくことは可能か。
 - →可能です。
- (2) J-クレジット購入者について

認定要項第3条に、「岡山県内の事業者等」に対するカーボン・オフセットの提案とあるが、ここで指す「岡山県内の事業者」の定義について教えていただきたい。

- ※本社所在地が岡山県外であっても、事業所が岡山県内にある企業は「岡山県内の事業者」との認識で良いか。
 - →そのとおりです。

なお、販売単価の県内企業用もしくは県外企業用の適用については、申込書の住所により判断させていただきます。

- ※「岡山県内の事業者等」の「等」についてはどのように理解したらよいか。
 - →県内の個人、県外の事業者や個人などを指します。
- ※仕様書第7条に単価について定めがあるが、こちらは岡山県内事業者へ対しては優遇価格で販売可能と推察する。定価(単価)はどのような企業に適用となるのか(上記との平仄があわない部分が出てくるように感じる)。
 - →仕様書に示している販売単価の県内事業者団体等単価は、岡山県内の事業者等に適用し、定価(単価)については、県外の事業者に対しての適用となります。

なお、令和7年2月17日から販売単価を改正しております。

※公社 HP で確認できます。

http://okayamanomoriseibikousha.or.jp/jcredit/jcredit-seido

- (3) 資料の提出方法
 - CD-R については1枚という理解でよいか。また定款に奥書は必要か。
 - → そのとおりです。定款に奥書までは必要ありません。
- (4) コーディネーターの任期について

認定要領第3条にコーディネーターの任期は3年とされているが、実施要領の第1条 事業概要の認定期間は2年間になっている。どちらが正しいか。

- → 事業概要の認定期間の2年間となります。 なお、認定要領では3年までとなっており、更新した場合には3年の期間となります。
- (5) プレゼンテーションについて

プレゼンテーションによる追加資料の提示は認めないとされているが、プレゼンテーションは様式 1、3 及び 4 に基づき行うという理解でよいか。

→ そのとおりです。なお、様式3号及び4号について、概要欄の枠が複数枚にわた るのは問題ありません。